

小林市高齢者肉用繁殖雌牛導入事業基金条例の一部を改正する  
条例

小林市高齢者肉用繁殖雌牛導入事業基金条例（平成 18 年小林市条例  
第 95 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「7, 344 万 7, 140 円」を「812 万 561 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。